

取引事業者の皆様へ

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

消費税の適格請求書発行事業者の登録申請について

皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

インボイス制度では、買手が消費税仕入税額控除を受けるためには、原則として適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、取引先の方々（売手）は、インボイスの交付を行うために「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

売手の方々が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

登録を予定されている事業者におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」などを熟読のうえ、できるだけ早期に登録申請を行っていただきますようお願いいたします。

以下に関係ページなどを記載いたしますので、不明点などがありましたら、お手数をおかけいたしますが、それぞれに直接ご照会ください。

〇制度に関する各種ご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 税務相談チャットボット】

https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=sonotapamph_cr

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

○免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

○中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

本件担当 総務部財務課契約係 原
電 話 046-839-6823